

**被害者保護
増進補助金**

**令和 8 年度被害者保護増進等事業費補助金
自動車運送事業の安全総合対策事業**

令和 **8** 年度

被害者保護増進等事業費補助金

**過労運転防止のための
先進的な取り組みに対する支援**

申請の手引き

令和 8 年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

令和 8 年(2026年) 7月28日策定

P.2

概要

本補助金における概要や各支援策の説明

対象事業者

本補助金における対象事業者の説明

補助対象

本補助金における補助対象機器の説明

P.3

申請受付期間

本補助金における受付期間の説明

補助金受領の流れ

本補助金における申請準備～受領までの流れを説明

P.4～6

必要書類・申請方法 支援策詳細

申請における参照書類・作成書類・取得書類の説明

P.7～10

必要取得書類一覧 必要取得書類詳細

本補助金における支援策ごとの要件や必要書類の詳細を説明

P.11

注意事項

本補助金における財産処分の制限期間や対象外の注意点を説明

P.12

お問い合わせ先

本補助金における連絡先の紹介

令和8年度被害者保護増進等事業費補助金について

本補助金は自動車運送事業の安全総合対策事業の実施に要する経費の一部を民間団体等（以下「対象事業者」という。）が補助する事業を行い、当該補助事業に要する経費を国土交通省が補助することにより、自動車運送事業者や運行管理者がIT機器を活用した運転者のリアルタイムの運行状況や疲労状態の確認・注意喚起等の先進的な運行管理を行うことで、居眠り事故等を未然に防止し、運行中の安全確保のための効果的な運行管理の方法を確立・普及することを目的としています。

「令和8年度被害者保護増進等事業費補助金」は、国土交通省より採択され、同省監督のもとTOPPAN株式会社が事務局業務を運営しています。

過労運転による事故等を未然に防止するために、リアルタイムで運転者の疲労状態の確認や注意喚起等を可能とするために必要な先進機器等の導入支援を行う事業

過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

※本資料は本事業の理解促進のためのものです
事業実施においては必ずP4の参照書類を確認の上、実施ください



対象事業者



-1- 自動車運送事業者※1（中小企業者※2）

-2- リース事業者（上記自動車運送事業者へ事業用自動車を貸し渡す者）

※1 申請時点において、機器を取り付ける車両の所属する営業所の届出（認可）総車両台数が5両以上である者

※2 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

補助対象

-1- IT点呼機器導入費

-2- 遠隔点呼機器導入費

-3- 自動点呼機器導入費

-4- 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器導入費

-5- 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器導入費

-6- 運行中の運行管理機器導入費



国土交通省が認定している補助対象機器一覧に認定している機器が対象



自動車運送事業の安全総合対策事業

令和8年

7月31日(金) 10:00 ~

令和9年

1月29日(金) 17:00

- ▶ 本補助事業の対象は、**令和8年4月1日から令和9年1月29日まで**に購入し車両に取付け又は設置、支払いまで終了（事業完了）している**もの**になります。

※ 審査は原則申請順に行いますが、予算額を超過する等の理由により、受付完了後であっても後日不受理となる場合があります。

※ 予算がなくなり次第補助事業を終了します。
受付状況は、本補助金ホームページで公表いたします。

補助金受領の流れ



補助金受領までのフローは以下の通りです



申請要件および必要書類をご確認ください。

補助対象機器を購入・支払い完了し、車両に設置

申請システムにて情報を入力、必要書類を添付してください。

申請システムにて請求申請をしてください。



参照書類

・交付規程

本補助金の交付における規定や各書類の様式、補助事業の要件をまとめた別表などが記載されていますので、ご参照ください

・公募要領

本補助金の交付対象となる補助事業の要件や事業実施（機器の導入）の要件などの詳細が記載されていますので、ご参照ください

・システム利用手順書

本補助金を申請する際に使用するシステムの利用方法やご案内・通知メールの内容等が記載されていますので、ご参照ください

・補助対象機器一覧

本補助金事業の対象として国土交通省から認定されている機器の一覧が記載されていますので、ご参照ください

※補助対象機器一覧に掲載のない機器は補助対象外ですので、ご注意ください

・よくある不備とポイント

本補助金の申請に際して、よくある不備と解消に向けた注意点の過去事例が記載されていますので、申請前に一度ご参照ください



作成書類

■経費使用明細書 Excelファイル

※全事業者を対象

機器における補助金交付申請額が要件の上限額に収まるように作成いただく書類です。

■優先採択に必要な書類（補助金優先採択を希望する場合）

優先採択※を希望する事業者が作成頂く書類です。

本事業にて必要となる書類は、従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙様式2）、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」、または賃上げを表明した暦年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」です。

※申請多数等により、申請受付終了時に一部申請を不採択とする必要がある場合に実施



申請は「申請システム」から行っていただきます。

▶ 補助金ホームページの「アカウント登録」のボタンから「新規登録」へ進んで利用者登録を行い、申請をしてください。

※ 利用者登録の完了後、2回目以降に申請システムへ入る際は、「ログイン」のボタンからログインページへ進んでください。

※ 申請はパーソナルコンピューター（PC）を用いてブラウザからインターネットを介して送信する手段のみとなります。スマートフォンやタブレット等の他のデバイスは動作保証外のため、申請途中で問題が発生しても責任は負いかねます。

※ 紙媒体や郵送等による申請は受け付けておりません。

※ パスワードの設定メールが届かない場合、迷惑メールに届いていないか、受信拒否となっていないかご確認ください。

※ 申請システムの詳細は補助金ホームページからシステム利用手順書をご確認ください。

過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

 導入可能機器	 トラック	 バス	 タクシー
IT点呼機器	●	●	●
遠隔点呼機器	●	●	●
自動点呼機器	●	●	●
運行中における運転者の疲労状態を計測する機器 ※1	●	●	●
休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器	●	●	●
運行中の運行管理機器 ※1	●	●	●

※1 運行中における運転者の疲労状態を計測する機器又は運行中の運行管理機器補助限度額はそれぞれ下記のとおりです

 補助上限額	車載器	事務所用機器
デジタル式運行記録計	3万	10万
映像記録型ドライブレコーダー	2万	3万
デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型	5万	13万

補助対象事業者あたりの上限額：80万

補助率：1/2（100円未満の端数が発生した場合には切り捨て）

過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

No	必要取得書類	対象者	提出時
①	経費使用明細書 (Excelファイル)	全事業者	交付申請兼実績報告
②	直近事業年度の事業報告書 (事業概況報告書、損益計算書、貸借対照表が含まれるもの) の写し ※申請者がリース業者の場合、当該補助対象機器貸し出し先の自動車運送事業者に関する書類の写し	全事業者	交付申請兼実績報告
③	当該補助金の申請をするにあたり必要な事項への宣誓書	全事業者	交付申請兼実績報告
④	補助対象機器の購入に係る領収書等の写し ※販売店が申請者に発行したものであって、発行日が記載されているもの	全事業者	交付申請兼実績報告
⑤	補助対象経費の明細書の写し	全事業者	交付申請兼実績報告
⑥	補助対象機器の賃貸契約書の写し及び貸与料金算定根拠明細書 ※補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの	リース事業者	交付申請兼実績報告
⑦	(最新の登記事項が記載された) 現在事項全部証明書の写し及び貸借対照表及び損益計算書等の写し	リース事業者	交付申請兼実績報告
⑧	補助対象機器装着車両の自動車検査証の写し (お持ちの場合) 自動車検査証記録事項の写し ※事務所用機器のみを申請する場合は不要 ※申請時点において自動車検査証の有効期間が満了していないこと ※車検証に有効期限(満了日)の記載がなく、自動車検査証記録事項をお持ちでない場合、車検証閲覧アプリにより有効期限(満了日)が確認出来る画像データを提出 (参考) 電子車検証特設サイトURL: https://www.denshishakenshoportal.mlit.go.jp/user/application/	全事業者	交付申請兼実績報告
⑨	補助対象機器の製造番号が不明な場合は下記カラー写真 ・車載器を取り付けた状態がわかる写真(カメラにあつては、当該カメラの撮影方向がわかるもの) ・車載器又はカメラにあつては、当該車両のナンバープレートの写真 ・事務所用機器にあつては、設置する営業所毎の機器の写真 ・I Tを活用した遠隔地における点呼機器又は休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器にあつては、補助対象機器の機器全体が把握できる外観写真	全事業者	交付申請兼実績報告
⑩	従業員への賃金引上げ計画の表明書	優先採択希望事業者	交付申請兼実績報告
⑪	賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」、または賃上げを表明した暦年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」	優先採択希望事業者	交付申請兼実績報告
⑫	請求書および振込先の必要事項(口座名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号)がわかる書類 ※法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみ登録可能	全事業者	請求申請





■経費使用明細書（Excelファイル）（前半部分）

詳細は補助金ホームページに掲載している記載例ファイルをご確認ください。

vivo R8 1.0

「1. 産前および産後休業日」から「8. 退職を届出した営業所、事業所番号（ナンバー）、製品番号（シリアル）」の各欄に必要事項はもれなく入力をお願いいたします。

8



作成いただく書類についてご確認ください。

■経費使用明細書（Excelファイル）（後半部分）

詳細は補助金ホームページに掲載している記載例ファイルをご確認ください。

【導入に係る補助対象経費】 0 円
【（複数シート使用時）導入に係る補助対象経費】 0 円
※申請時は上記金額をご入力下さい

【事業所機器（デジタル式運行記録計）の補助対象経費の算出】
補助対象経費合計：0 円
補助対象経費合計÷1/2：0 円
補助対象経費合計÷1/2：0 円
適用される補助金交付申請額：0 円
※1 消費税は含まず算出
※2 100円未満の端数は切り捨て
※3 補助対象経費超過時は上記額を適用

【事業所機器（消費電圧計・消費電圧計）の補助対象経費の算出】
補助対象経費合計：0 円
補助対象経費合計÷1/2：0 円
補助対象経費合計÷1/2：0 円
適用される補助金交付申請額：0 円
※1 消費税は含まず算出
※2 100円未満の端数は切り捨て
※3 補助対象経費超過時は上記額を適用

【事業所機器（消費電圧計・消費電圧計）の補助対象経費の算出】
補助対象経費合計：0 円
補助対象経費合計÷1/2：0 円
補助対象経費合計÷1/2：0 円
適用される補助金交付申請額：0 円
※1 消費税は含まず算出
※2 100円未満の端数は切り捨て
※3 補助対象経費超過時は上記額を適用

4. 補助金交付申請額
【補助金交付申請額】 0 円
【（複数シート使用時）補助金交付申請額】 0 円
※申請時は上記金額をご入力下さい
※複数シート利用時は、シート①に集約して入力ください。
※申請時は上記金額をご入力下さい

6. 機器を導入した営業所、専用営業所、製品番号（シリアルNo）等
・導入した機器に限り、以下の表にて機器コード番号を算出し、オレンジ色の欄に記入してください。
・製品番号（シリアルNo）は、製品の製造番号（シリアルNo）と一致する場合は、製品番号（シリアルNo）と記入してください。
・製品の製造番号（シリアルNo）と一致しない場合は、製品の製造番号（シリアルNo）と記入してください。
・製品の製造番号（シリアルNo）と一致しない場合は、製品の製造番号（シリアルNo）と記入してください。

2-1. 補助対象経費（車載器or事務所機器）で選択した機器の導入台数分の入力が必要とすると当該セルが赤く表示され、下記エラーメッセージが表示されます。
導入した台数の機器コードを選択し、入力してください。
2-1. 補助対象経費で選択した「機器コード番号」を入力した「台数」の条件を満たしていません。

2-1. 補助対象経費（車載器or事務所機器）で選択した機器コード番号を導入台数分選択し、導入する営業所名、導入機器の製品番号（シリアルNo）、加えて車載器は取り付ける車両の登録番号（ナンバー）を入力してください。

【ご注意】入力漏れが多い項目ですのでご注意ください。
複数シート利用時は、シート①に集約して入力ください。
（シート②、シート③には本項目の入力欄はありません）
営業所名および各営業所の届出（認定）車両数を入力してください。

振込先の必要事項がわかる書類（請求申請時）

■ 振込先の口座名義人(カ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類

- ▶ 法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみ登録できます。

「預金通帳を添付の場合」

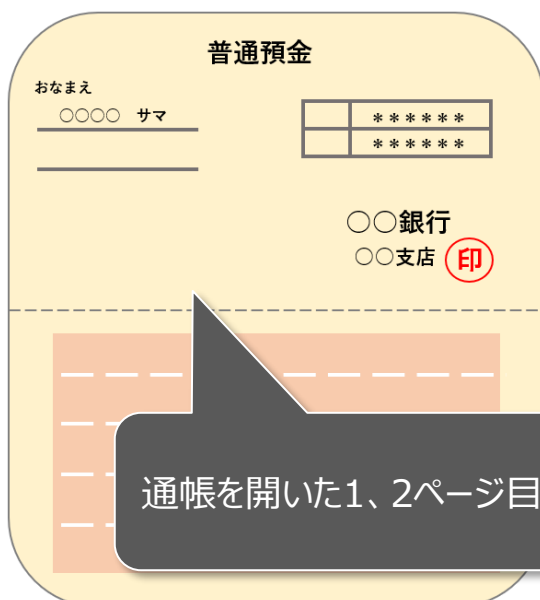
通帳のオモテ面



通帳のオモテ面

+

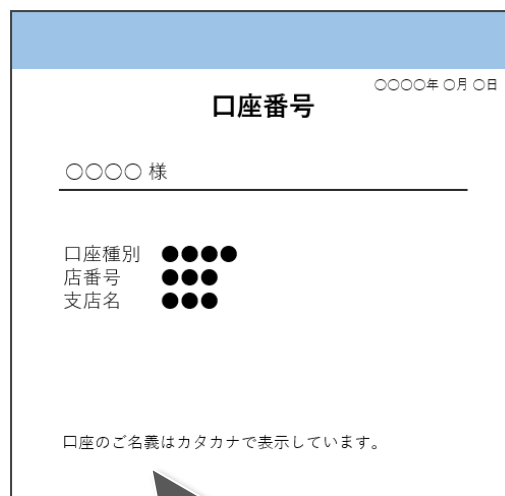
通帳を開いた1、2ページ目



通帳を開いた1、2ページ目

「電子通帳を添付の場合」

電子通帳画面コピー



「口座名義人カナが確認できる電子通帳画面コピーなら」1枚のみでOK



財産処分の制限期間

本補助金の交付を受けた者は取得財産等について、以下に示す期間の間は、承認を受けないで、本補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、貸付け又は担保（以下「処分」という）に供してはなりません

制限期間：5年

制限期間内において、取得財産等の処分を希望される場合は、事務局までお問い合わせください



対象外

- ・申請日から過去3年の間において、行政処分を受けた自動車運送事業者
- ・補助対象装置を導入する営業所の届出（認可）車両台数が5両未満の自動車運送事業者（個人タクシーを除く）



重複申請

本補助事業と補助対象が重複する国の他の補助金（被害者保護増進等事業費補助金を含む）にて機器の補助金交付を受けた場合、同一の機器を本補助事業で重複して補助金を申請することはできません



申請システム

パスワードの設定メールが届かない場合は迷惑メールにあるか、受信拒否となっていないかご確認ください

添付ファイルの容量は1ファイルあたり10MB

ファイル形式は、以下のとおりです

PDFファイル：.pdf

Excelファイル：.xls .xlsx

画像ファイル：.jpg .jpeg .png

※zipファイルは不可

お問い合わせ先

令和8年度被害者保護増進等事業費補助金事務局



03-4446-4346

受付時間 9:00~18:00

※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

※電話番号はお間違いのないようお願いいたします（通話料がかかります）

※恐れ入りますが、つながらない場合は、しばらく経ってからおかけ直してください

ホームページによくある質問をご用意しておりますので、
事前にご確認いただきますようお願いいたします

2026年7月28日 -

新規作成